

写



平成 30 年 11 月 14 日

東京税理士会
会長 西村 新 殿

東京青年税理士連盟
会長 高橋 千重紀
東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-17
代々木第 10 下田ビル 7 F
電話 03-3356-2916

未来投資会議 産官協議会「スマート公共サービス」会合（第 1 回） に対する要望書

時下ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。日頃は当連盟の活動に深いご理解をいただき誠にありがとうございます。

さて、去る平成 30 年 11 月 1 日に、内閣が設置した日本経済再生本部の組織の一つである、未来投資会議 産官協議会にて、「スマート公共サービス」会合（第 1 回）が開催され、その議題が首相官邸ホームページに掲載されました。会合中、freee 株式会社（クラウド会計ソフト「会計 freee」の提供元）及び株式会社マネーフォワード（同「MF クラウド会計」の提供元）がそれぞれ、「税・社会保険ノンストップサービス実現に向けて」と題し、これらの現状と課題について論じています。

両社の資料には、官民のデータ連携や、税務署が会計帳簿の常時アクセスを可能にすることの見返りとしての優遇制度の導入、申告納税制度を縮小し賦課課税制度を拡大することといった記載があります。両社はともに、納税者の権利のみならず税理士の職域にも深く関わる議論を交わしています。

議事要旨が掲載されていない段階であるものの、当連盟としては、両社の資料中の文言等には看過できない表現があり、今後の会合における議論の動向を注視する必要があると考えます。また、当該会議の議論には下記に掲げる問題点があるため、当連盟は、貴会に対し以下の 2 点を要望いたします。

貴会に対する要望

- 1 当該会議について、情報収集を行い、内容を会員へ向けて情報提供すること
- 2 必要に応じて、日本税理士会連合会と連携し、内閣府に対して税の専門家としての見識を表明すること

当該会議の議論の問題点

- 1 質問検査権の観点

会計帳簿等を常時閲覧可能にすることは、質問検査権を自由に与えることになる。

- 2 申告納税制度の観点

申告納税制度は、納税者による納税申告権の行使により、主権的権利行使することに意義があり、憲法が定めた国民主権の表現である。申告納税制度を縮小し賦課課税制度を拡大することは、納税者の権利をはく奪することを意味する。

(添付資料)

freee 株式会社 「税・社会保険ノンストップサービス実現に向けて」

株式会社マネーフォワード 「認証基盤の整備について」

以上